

# 新たな経済的支援の検討資料

## I 支援内容等

種別	要件等	検討のポイント及び課題等
1 見舞金	<p>国の「犯罪被害者等給付金」に準拠して、遺族見舞金、重傷病見舞金の要件等を設定している。  <b>【犯罪被害者等給付金】</b>R3裁定期間 平均約9.3カ月、中央値約6.4カ月 ※各給付金の要件は省略                      ①遺族給付金：犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額                      （支給額 2,964.5万円～320万円、R3平均額 約665万円）                      ②重症病給付金：負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額 （支給額：上限120万円、R3平均額 約27万円）                      ③障害給付金：犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額                      （支給額 3,974.4万円～18万円、R3平均額 約366万円）</p>	<p>犯罪被害に遭うと、収入減や様々な費用負担（引越、通院、弁護士相談、裁判所等への出廷等に伴う交通費等）が生じる。遺産相続、労災、損害賠償、犯罪被害者等給付金などが支給されるまでの間、収入減や支出増で生活に困窮することが想定され、被害直後から当面に必要な経費を迅速に支援するため、見舞金による経済的な負担軽減を図る必要がある。</p> <p>&lt;主な使用用途&gt;                      引越費用、弁護士費用、裁判費用、通院費、出廷等の交通費、当面の生活費                      ※使用用途は限定されないため、被害者のニーズに柔軟に対応することができる。                      ※申請から支給まで、約1カ月程度</p>
(1) 遺族見舞金 (福井県：遺族生活支援金) (高知県：生活資金の補助) ※国の遺族給付金に準拠	<p>金額 ①60万円(6県)、②30万円(5都県)、③15万円(4県)、④50万円(1県)                      &lt;モデルケース&gt; 三重県60万円、高知県15万円(補助)</p>	<p>□遺族見舞金を導入する場合は、重傷病見舞金もセットで導入</p>
	<p>対象犯罪 故意の犯罪行為(日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為)                      &lt;刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く&gt;</p>	<p>【金額】                      □金額の水準をどの程度とするか。                      □金額の上限を設けるか、定額とするか。                      ・補助形式(≠上限設定)→新潟県、鳥取県、岡山県、高知県、大分県                      □使途を限定する必要があるか。(高知県の例：補助金)</p>
	<p>対象者 ①県内に住所を有する者(犯罪行為発生時点)                      ②第1順位の遺族(配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)                      [独自]③前年の合計所得金額が300万円未満(福井県)                      ③犯罪被害者が児童手当の支給要件を超えていないこと(高知県)                      [独自]④前年の所得が児童手当の支給要件を超えていないこと(高知県)                      &lt;モデルケース&gt; 三重県：①②と同様、高知県：①②④と同様</p>	<p>【対象者】                      □配偶者に「パートナーシップ」を含めるかどうか。                      ・先進自治体→10都府県が宣誓制度等を導入済。経済的支援を実施している6都府県中、三重県が要綱で明記。                      ・課題→沖縄県全体では未導入。現在係争中の裁判の動向も注視していい必要がある。                      □独自の所得要件を設定する必要があるか。(福井県の例、高知県の例)</p>
	<p>支給制限 ①加害者と被害者が親族関係にあったとき(被害者が18歳未満を看護の場合を除く)                      ②他の地方公共団体等から同様の給付を受けている場合                      ③犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき又は責めに帰すべき行為があったとき                      ④暴力団員である場合、社会通念上適当でない場合                      [独自]⑤県税を滞納している場合(高知県)</p>	<p>【支給制限】                      □親族間の犯罪の場合でも、親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合には、見舞金の全部又は一部が支給される場合がある。                      □独自の支給制限を設定する必要があるか。(高知県の例)</p>
(2) 重傷病見舞金 (福井県：重傷病生活支援金) (高知県：生活資金の補助) ※国の重傷病給付金に準拠	<p>金額 ①20万円(6県)、②10万円(4都県)、③5万円(4県)、④30万円(1県)、⑤15万円(1県)                      &lt;モデルケース&gt; 三重県20万円、高知県5万円(補助)</p>	<p>□重傷病見舞金を導入する場合は、遺族見舞金とセットで導入</p>
	<p>対象犯罪 故意の犯罪行為(遺族見舞金と同様)                      &lt;モデルケース&gt; 三重県 ①と同様、高知県：①に「性犯罪」を追加</p>	<p>【金額】                      □金額の水準をどの程度とするか。                      □金額の上限を設けるか、定額とするか。                      ・補助形式(≠上限設定)→新潟県、鳥取県、岡山県、高知県、大分県                      □使途を限定する必要があるか。(高知県の例：補助金)</p>
	<p>対象者 ①県内に住所を有する者(犯罪行為発生時点)                      ②重傷病者：身体(1カ月以上の療養かつ入院通算3日以上)                      ③重傷病者(1カ月以上の療養かつ入院通算3日以上＋                      a 精神疾患の場合、労務不能通算3日以上                      b 精神疾患の場合、1カ月以上の療養かつ労務不能通算3日以上                      [独自]③前年の合計所得金額が300万円未満(福井県)                      ③犯罪被害者が児童手当の支給要件を超えていないこと(高知県)                      [独自]④前年の所得が児童手当の支給要件を超えていないこと(高知県)                      &lt;モデルケース&gt; 三重県：①②と同様、高知県：①③-a④と同様</p>	<p>【対象者】                      □身体に限定するか、精神疾患まで含めるかどうか。                      ・精神疾患を含めず、精神療養見舞金で対応している県(愛知県、三重県、島根県)                      【支給制限】                      □独自の所得要件を設定する必要があるか。(福井県の例、高知県の例)</p>
	<p>支給制限 遺族見舞金の場合と同様</p>	
(3) 精神療養見舞金	<p>金額 5万円(3県：愛知県、三重県、島根県)</p>	<p>□重傷病見舞金で対応できないか。                      □金額の水準をどの程度とするか。                      □対象犯罪を特定するか。                      □療養期間はどれくらいが適当か。</p>
	<p>対象犯罪 ①特定の犯罪行為(殺人未遂、強盗、強制的性交等、強制的わいせつ、略取誘拐、人身売買)                      ②故意の犯罪行為(遺族見舞金、重傷病見舞金と同様)</p>	
	<p>対象者 ①県内に住所を有する者                      ②特定の犯罪行為による精神疾患(3カ月以上の療養かつ労務不能通算3日以上)                      ③犯罪行為による精神疾患(1カ月以上の療養かつ労務不能通算3日以上)                      &lt;モデルケース&gt; 三重県：①②と同様</p>	
	<p>支給制限 遺族見舞金、重傷病見舞金の場合と同様</p>	
(4) その他(遺児支援金)	<p>金額 ①岐阜県、②愛知県(乳幼児及び小学校児童1万5千円、中学校生徒2万円、高等学校生徒2万5千円)                      ③徳島県12万円</p>	<p>□見舞金制度で対応できないか。                      □既存制度で対応できないか。((公財)犯罪被害者支援基金の各種事業など)                      □金額の水準をどの程度とするか。                      ※参考事例が少ない。</p>
	<p>内容 ①県内に住所を有する犯罪被害遺児(愛知県、徳島県)                      ②犯罪被害者等給付金(遺族給付金)の支給裁定を受けている犯罪被害遺児(愛知県)</p>	
(5) その他(二次被害防止・軽減支援金)	<p>金額 23万円(広島県)</p> <p>内容及び対象者 ①県内に住所を有する遺族又は犯罪被害者                      ②弁護士へ委託契約を締結していること                      ・報道機関による取材対応、申し入れ等                      ・インターネット上の情報発信者及びサイト管理者等への削除依頼 等</p>	<p>□見舞金制度で対応できないか。                      □金額の水準をどの程度とするか。                      □二次被害防止策として必要か。効果があるか。</p>

# 新たな経済的支援の検討資料

種別	要件等		検討のポイント及び課題等
2 貸付金	国が支給する「犯罪被害者等給付金」により返済することを条件に、医療費、通院費、交通費など予定外の生活費の支出について、無利子貸付を行う。(つなぎ融資制度)		見舞金制度を導入している都道府県においては、貸付金制度を導入しているところはない。(どちらかの制度を導入)
(1) 貸付金	金額	① 100万円(神奈川県、和歌山県)、② 30万円(山形県、和歌山県) ＜モデルケース＞ 和歌山県 100万円、30万円	【金額】 □金額の水準をどの程度とするか。 【対象者】 □配偶者に「パートナーシップ」を含めるかどうか。 ・先進自治体一経済的支援を実施している6都府県中、三重県が要綱で明記。 ・課題→沖縄県全体では未導入。現在係争中の裁判の動向も注視していく必要がある。 □生活保護を受けていると、貸付金分が減額されることに留意が必要。
内容及び対象者	① 県内に住所を有する者(犯罪行為発生時点) ② 犯罪被害者等給付金の支給対象者(遺族、重症病犯罪被害者等)であること ③ 公安委員会に「犯罪被害者等給付金」の裁定を申請した(しようとする)者 ④ 生活保護を受けていない者		
3 裁判支援			
(1) 再提訴費用	金額	① 32万円(3県)、② 33万円(2県)、③ 66万円(1府) ＜モデルケース＞ 大阪府 66万円(印紙代・予納郵券 33万円、弁護士費用 33万円)	【金額】 □金額について、提訴に係る事務手数料(印紙代)上限32万円とするか、印紙代と郵券代も含めた額上限33万円とするか。 □弁護士費用(着手金及び報酬金)も合わせて必要か。(大阪府の例) 【対象者】 □独自の所得要件を設定する必要があるか。(高知県の例)
対象犯罪	① 殺人、強盗、強姦、強制的性交等、強制わいせつ、放火、逮捕・監禁、略奪・誘拐又は傷害 ② ひき逃げ又は危険運転致死傷など		
内容及び対象者	損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにも関わらず、加害者から損害賠償金の支払を受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前の再提訴費用を支援する。 ① 再提訴をした日に県内に住所を有する者 ② 対象犯罪行為により死亡、重傷病又は精神疾患を負ったことについて、再提訴した者[独自]③ 前年の所得が児童手当の支給要件を超えていないこと(高知県)		
支給制限	遺族見舞金、重傷病見舞金の場合と同様		
(2) 立替支援金	金額	300万円(明石市) ※1,000万円に増額する条例改正を予定	□都道府県での導入なし。(全国で明石市のみ) □回収不能となった場合、県民に損害を与えるリスクがある。
内容及び対象者	被害者や遺族へ損害賠償金が支払われない場合、市が賠償金を立て替え、当事者に代わって加害者に賠償請求する。 ① 市内に住所を有する者 ② 死亡、後遺障害(1～3級)、性犯罪被害、1カ月以上の重傷病被害		
(3) 弁護士費用	金額	約8千円～23万円(※再掲含む) ＜モデルケース＞ 広島県 23万円(再掲)	□見舞金制度で対応できないか。 □弁護士相談費用は、既存の制度で対応できないか。 □金額の水準をどの程度とするか。 □二次被害防止策として必要か。効果があるか。
内容及び対象者	① 弁護士相談費用 ② 弁護士への委託契約費(二次被害防止・軽減支援金)(広島県)※再掲		
4 居住支援			
(1) 転居費用	金額	① 20万円(4都県)、② 10万円(1県) ＜モデルケース＞ 東京都 20万円(助成)、高知県 20万円(補助)	□見舞金制度で対応できないか。 □公営住宅の入居配慮の状況も踏まえて検討。 【金額】 □離島から沖縄本島又は沖縄本島から県外への転居費用も考慮するか。 【対象者】 □独自の所得要件を設定する必要があるか。(高知県の例)
内容及び対象者	自宅又はその付近で行われた犯罪等により、従前の住居に居住することが困難になったと認められる被害者又は遺族が、新たな住居へ転居するための転居費用の一部(引越事業者等への支払費用)を支援する。 ① 県内に住所を有する者(犯罪行為発生時点又は申請時点) ② 住居が著しく損壊するなど、従前の住居に居住することができないこと ③ 再被害や二次的被害のおそれがあり、従前の住居に居住することが困難であること[独自]④ 前年の所得が児童手当の支給要件を超えていないこと(高知県)		
支給制限	遺族見舞金、重傷病見舞金の場合と同様		

# 新たな経済的支援の検討資料

## II 支援方法

種別	手続等		検討のポイント及び課題等
1 支援形態	①直接交付 20都府県、 ②市町村補助 5県		市町村は、住民にとって最も身近な存在であり、かつ、各種保健医療・福祉制度の主体として重要な役割を担っている。県は、より広域的な施策や、市町村単位では対応が難しい取組を実施することが期待されている。 県と市町村の役割も踏まえつつ、相互に連携協力しながら支援を実施していけるよう、効果的な支援方法を検討していく必要がある。
(1) 直接給付	直 営	15府県 ①知事部局 ②警察本部 【見舞金等の申請手続】 被害者→相談窓口(犯罪被害者等早期援助団体) ↳申請窓口(知事部局又は警察本部)→警察照会→審査・決定→被害者(口座振込)	【メリット】 □被害者への支援に迅速に対応できる。 □犯罪被害者等早期援助団体と連携することにより、相談から申請、審査、給付まで効率的かつ効果的な支援が期待できる。  【デメリット・課題】 □県だけで実施するのではなく、制度の周知、被害者ニーズの情報共有、総合的対応窓口間の橋渡しなど、市町村との連携を十分に図っていく必要がある。 □窓口業務の増加に伴う体制強化が必要。
	委 託	7都府県 【見舞金等の申請手続】 被害者→窓口:犯罪被害者等早期援助団体→警察照会→審査・決定→被害者(口座振込)	
	支 給 方 法	①見舞金・貸付金 ・給付等 9都府県 ・貸 付 3県(山形県、神奈川県、和歌山県) ・補 助 1県(高知県) ②再提訴費用・転居費用 ・助 成 8都府県	
(2) 市町村補助	実 施 主 体	市町村 【見舞金等の申請・交付手続】 被害者→市町村→都道府県→市町村→被害者	【メリット】 □市町村の主体性が発揮できる。 □県と市町村が連携・協力しながら被害者等への支援が実施できる。 □条例第12条に基づく助言、協力が効果的に行える。 【デメリット・課題】 □市町村の財政負担について調整が必要。(財源確保など課題) □市町村の取り組みの差異による地域間格差への対応。 □市町村の実施体制が確立するまでに時間を要する。
	補 助 率	①1/2 4県(新潟県、鳥取県、岡山県、大分県) ②定額 1県(福島県)	